

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1	熊本県知事	熊本県水俣市の男性	水俣病認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病に患した旨の認定を求めたが、処分庁は平成27年11月30日付けで水俣病の認定をしない旨の原処分をしたため、異議申立てをした上、平成28年3月1日消印で審査請求をした事案である(なお、平成29年3月7日付けで異議申立ては棄却された。)</p> <p>請求人については、出生後、平成3年に生家を離れるまでの胎児期および乳幼児期、小児期を通じて水俣病を発症する程度の濃厚なばく露があったとは認められず、これ以降は、ばく露があったとしても以前に比して、程度はより低くなっていると考えられる。請求人が訴える感覚障害については、平成26年の公的検診では異常は指摘されておらず、平成19年当時に受診した医療機関においても、感覚等に異常は認められていない。他に、知能障害、運動失調、求心性視野狭窄、平衡機能障害、中枢性聴覚障害等も認められない。したがって、請求人が水俣病に患しているとは認められない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
2	鹿児島県知事	鹿児島県出水郡長島町の男性	水俣病認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病に患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成29年9月11日付けで認定しない旨の原処分をしたため、再調査の請求をした上、平成30年4月13日付けで審査請求をした事案である。(なお、平成30年3月28日付けで再調査の請求は棄却された。)</p> <p>請求人については、有機水銀に対する相当程度のばく露があったことが確からしいと認めることができない上、四肢末梢優位の表在感覚低下、深部感覚の低下がみられるものの、その発現時期、反射の低下が伴っており原因と考えられる他疾患があることなどから、有機水銀に対するばく露に起因するものと判断することはできず、他に求心性視野狭窄、中枢性聴力障害、小脳性運動失調、中枢性眼球運動障害、中枢性平衡機能障害等は認められない。したがって、請求人が水俣病にかかっていると認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (大気疾病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
3	名古屋市長	名古屋市東区の男性	気管支ぜん息 障害補償費の改定	<p>棄却</p> <p>本件は、気管支ぜん息に患している旨の認定を受け、障害の程度を2級として障害補償費の支給を受けていた請求人が、処分庁から平成26年4月1日付けで障害の程度を3級とし、障害補償費の額を改定する旨の処分を受けたことから、処分庁に異議申立てをしたものの、同年12月24日付けで同申立てを棄却されたため、平成27年1月23日付けで審査請求した事案である。</p> <p>「心肺機能」の指数は2級相当であるものの、慎重に評価をする必要があり、「息切れ(呼吸困難)」、「ぜん息(様)発作」及び「咳及び痰」はいずれも3級相当であるから、「症状及び検査所見」の等級は3級相当となり、「管理区分」も3級相当であるから、これらを総合的に判定すると、障害の程度は3級とするのが相当である。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
4	独立行政法人 環境再生保全機構	熊本県菊池郡 大津町の女性	中皮腫 特別遺族弔意金・ 特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給の請求をしたが、令和元年10月3日付けで、未申請死亡者は石綿を吸入することによって指定疾病である中皮腫にかかり、当該指定疾病である中皮腫に起因して死亡したと認められない旨の原処分を受けたため、同年12月12日の消印で審査請求した事案である。</p> <p>画像診断では、中皮腫を積極的に示唆する所見はなく、病理診断では、悪性腫瘍が考えられるが、calretinin、WT1、D2-40が陰性で、かつclaudin4が一部陽性であることなどから中皮腫は否定的であり、中皮腫とは判定できない。</p> <p>なお、肺がんであるとしても、提出された資料からは肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿のばく露があったとみなされる場合には該当しない。</p> <p>よって、石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと認められないとした原処分は相当である。</p>
5	独立行政法人 環境再生保全機構	大阪府大阪狭 山市の男性	著しい呼吸機能障 害を伴うびまん性 胸膜肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかった旨の認定を求めたが、処分庁が令和2年1月8日付けで不認定の処分をしたため、請求人が同年4月1日付けで審査請求した事案である。</p> <p>大量の石綿ばく露の可能性は否定できず、著しい呼吸機能障害（混合性肺機能障害）は認められるが、画像所見ではびまん性胸膜肥厚は認められないから、請求人が石綿を吸入することにより指定疾病にかかったものとはいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>